

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 24日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士市入山瀬2-2-6

氏名 株式会社西尾組

西尾武博

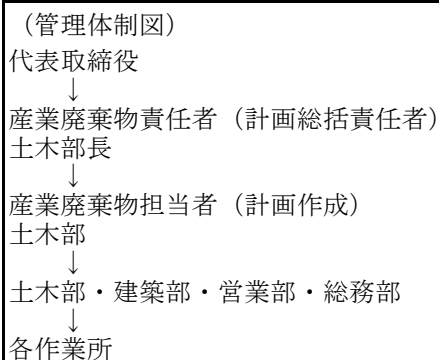
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0545 - 71 - 2150

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社西尾組		
事業場の所在地	静岡県	富士市	入山瀬2-2-6
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	前年度完成工事高 10億		
③ 従業員数	24名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・ 廃プラスチック類 再生処理業者へ委託→原料として再資源化 ・ 木くず 再生処理業者へ委託→木材チップとして再資源化 ・ コンクリート破片 再生処理業者へ委託→再生砕石として再資源化 ・ アスファルト・コンクリート破片 再生処理業者へ委託→ 再生路盤材・再生アスコンとして再資源化		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 5 年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	建設汚泥 (残土を除く)	140.780 t
	廃プラスチック類	7.805 t
	木くず	1,631.700 t
	金属くず	1.921 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.500 t
	石膏ボード	3.240 t
	がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	0.888 t
	コンクリート破片	234.432 t
	アスファルト・コンクリート破片	290.650 t
	安定型建設混合廃棄物	0.078 t
	管理型建設混合廃棄物	188.812 t
	石綿含有産業廃棄物	3.251 t
	(これまでに実施した取組) ・再生資源の積極利用 ・廃棄物の分別の徹底 ・建設資材の再資源化	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	建設汚泥（残土を除く）	126.000 t
	廃プラスチック類	7.000 t
	木くず	1,460.000 t
	金属くず	1.700 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.000 t
	石膏ボード	2.900 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.700 t
	コンクリート破片	210.000 t
	アスファルト・コンクリート破片	260.000 t
	安定型建設混合廃棄物	0.050 t
	管理型建設混合廃棄物	169.000 t
	石綿含有産業廃棄物	2.600 t
	（今後実施する予定の取組） ・各作業所での発生源を極力抑制し、細分別化に努める。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 金属くず、木くず、紙くず、アスファルト・コンクリート破片、コンクリート破片の再生可能な品目については、分別を徹底。	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 混合廃棄物を極力削減するため、上記項目以上に細分別活動を実施する。	

		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)			

		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
	建設汚泥（残土を除く）	0.000	140.780	0.000	0.000	140.780
	廃プラスチック類	7.805	0.000	0.000	0.000	7.805
	木くず	0.000	1,631.700	0.000	0.000	1,631.700
	金属くず	1.921	0.000	0.000	0.000	1.921
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.500	0.000	0.000	0.000	4.500
	石膏ボード	3.240	0.000	0.000	0.000	3.240
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000	0.888	0.000	0.000	0.888
	コンクリート破片	0.000	234.432	0.000	0.000	234.432
	アスファルト・コンクリート破片	0.000	290.650	0.000	0.000	290.650
	安定型建設混合廃棄物	0.078	0.000	0.000	0.000	0.078
	管理型建設混合廃棄物	188.812	0.000	0.000	0.000	188.812
	石綿含有産業廃棄物	0.000	3.251	0.000	0.000	3.251
	（これまでに実施した取組） 受注工事の状況により発生量は大きく変動するため排出量を抑制することが難しいが、処理に関しては優良認定業者及び再生資源化業者への委託を推進した。					

		【目標】				
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)	
建設汚泥（残土を除く）	0.000	126.000	0.000	0.000	126.000	
廃プラスチック類	7.000	0.000	0.000	0.000	7.000	
木くず	0.000	1,460.000	0.000	0.000	1,460.000	
金属くず	1.700	0.000	0.000	0.000	1.700	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.000	0.000	0.000	0.000	4.000	
石膏ボード	2.900	0.000	0.000	0.000	2.900	
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000	0.700	0.000	0.000	0.700	
コンクリート破片	0.000	210.000	0.000	0.000	210.000	
アスファルト・コンクリート破片	0.000	260.000	0.000	0.000	260.000	
安定型建設混合廃棄物	0.050	0.000	0.000	0.000	0.050	
管理型建設混合廃棄物	169.000	0.000	0.000	0.000	169.000	
石綿含有産業廃棄物	0.000	2.600	0.000	0.000	2.600	
<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>引き続き優良認定業者及び再生資源化業者への委託を推進する。各作業所での更なる廃棄物の細分別を行い、混合廃棄物の減量化とリサイクル率を高める。</p>						
②計画						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。